○幕別町広告掲載要綱

（目的）

第１条　この要綱は、幕別町（以下「町」という。）が保有する有形又は無形財産（以下「町有財産」という。）を広告媒体として活用することにより、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　広告媒体　町有財産のうち広告掲載が可能な次のものをいう。

ア　町の広報紙等の印刷物

イ　町のホームページ

ウ　公有財産

エ　物品

オ　その他広告媒体として活用できる財産

(２)　広告掲載　広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(３)　広告主　広告掲載の承諾を得た者をいう。

(４)　部等　幕別町部設置条例の全部を改正する条例（平成27年条例第38号）第１条に掲げる部及び忠類総合支所、札内支所、糠内出張所、駒畠出張所、出納室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員会事務局をいう。

（広告掲載の範囲）

第３条　広告掲載は、町有財産の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

(１)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(２)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(３)　基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(４)　政治性のあるもの

(５)　宗教性のあるもの

(６)　社会問題についての主義主張

(７)　個人又は法人の名刺広告

(８)　内容又は責任の所在が不明確なもの

(９)　消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でないもの

(10)　青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(11)　良好な景観又は風致を害するもの

(12)　その他広告掲載が不適当であると認められるもの

２　広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容、その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

（広告媒体の種類等）

第４条　広告媒体の種類及び広告の規格、掲載位置、その他広告掲載に関する必要な事項については、当該広告媒体を所管する部等において別に定める。

（広告掲載料）

第５条　広告掲載料は、広告面積、広告掲載位置、広告掲載期間等を勘案し、広告媒体を管理する部等において、別に定める。

２　広告主は、町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納めなければならない。

３　既に支払った広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由等により広告掲載を中止した場合は、この限りでない。

（広告の掲載期間）

第６条　広告の掲載期間は、１月単位とし、原則１年以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

２　前項に規定する掲載期間は、これを更新することができる。この場合において、掲載期間は、前項の規定による。

（広告の募集）

第７条　広告掲載の募集は、原則、公募によるものとし、その具体的な方法等については、当該広告媒体を所管する部等において別に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(１)　幕別町財務規則（昭和63年規則第15号。以下「財務規則」という。）に規定する行政財産の使用許可による場合

(２)　その他町長が必要があると認める場合

（広告掲載の申込み）

第８条　広告掲載の承諾を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載する日の20日前までに広告掲載申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、広告媒体を所管する部等を経て町長に提出しなければならない。承諾を得た事項を変更する場合も同様とする。

(１)　広告内容に関する資料等

(２)　申請者に関する資料等

（広告掲載の承諾等）

第９条　町長は、前条に規定する申請を受けたときは、広告掲載の可否を決定し広告掲載承諾書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の広告掲載の可否の決定にあたり、特に必要があると認めるときは、第18条に定める広告審査会の意見を聴くことができる。

３　前条に規定する申請が複数あったときは、第３条に定める広告掲載の範囲及び幕別町広告掲載基準（平成28年要綱基準等第２号。以下「基準」という。）に適合する者の中から、広告媒体を所管する部等において別に定める選定基準等により選定するものとする。

（行政財産の使用許可）

第10条　広告媒体が行政財産の場合、申請者は、あらかじめ、財務規則第158条に規定する行政財産の使用許可申請を行い、その許可を得なければならない。

２　行政財産の使用許可に係る広告掲載の承諾は、前条第１項に規定する広告掲載承諾書のほか、次の各号に掲げる事項を記載した契約書により行うものとする。

(１)　広告掲載の内容に関する事項

(２)　広告掲載料に関する事項

(３)　第12条に規定する広告掲載の取消しに関する事項

(４)　第16条に規定する広告主の責務に関する事項

(５)　第17条に規定する広告掲載に条件を付した場合の当該条件に関する事項

(６)　その他必要と認められる事項

（普通財産の貸付契約）

第11条　広告媒体が普通財産の場合、申請者は、あらかじめ、財務規則第165条第１項に規定する普通財産の貸付申請を行い、財務規則第166条第２項に規定する普通財産貸付契約を締結しなければならない。

２　普通財産の貸付契約による広告掲載の承諾は、第９条第１項に規定する広告掲載承諾書のほか、前項に規定する普通財産貸付契約に前条第２項の各号に掲げる事項を記載した契約書により行うものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(１)　広告主が第17条に規定する条件に従わないとき。

(２)　広告主が指定した期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(３)　広告主が指定した期日までに広告案の提出又は広告の掲載を行わないとき。

(４)　町長が掲載後の広告内容が掲載基準に違反する又は事実と異なると判断したとき。

(５)　その他町長が公益上必要があると認めたとき。

（広告掲載の取下げ）

第13条　広告主は、広告掲載を取り下げるときは、広告掲載取下申出書（様式第３号）により町長に申し出なければならない。

２　町長は、前項の申出があったときは、広告掲載取下承諾書（様式第４号）を広告主に通知するものとする。

３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合の広告掲載料については、既に納付済みのものについては返納しないものとし、前項の通知を受けた月については、当該通知を受けた月の１月間掲載したものとみなして算定する。

（広告内容の変更請求）

第14条　町長は、広告内容がこの要綱その他関係法令等に違反するとき、又は町有財産の用途若しくは目的を妨げると判断したときは、広告主に対して広告内容の変更を求めることができる。この場合における費用等は広告主の負担とする。

（原状回復義務）

第15条　広告主は、第６条に規定する広告掲載期間の満了、第12条に規定する許可の取消し又は第13条に規定する広告掲載の取下げにより広告掲載を取りやめたときは、直ちに広告を撤去し、広告媒体を原状に回復しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（広告主の責務）

第16条　広告主は、次の各号に掲げる広告掲載に関する責務を負うものとする。

(１)　広告主は、広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

(２)　広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものでなく、広告内容に関する合法的な権利の取得が完了していることを町に対して保証する。

(３)　広告主は、広告内容に対して第三者から損害の請求があった場合の解決に係る責任及び負担を負うものとする。

(４)　広告主は、広告主の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害の賠償に係る責任及び負担を負うものとする。

（広告掲載の条件）

第17条　町長は、広告掲載にあたり、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(１)　第12条の規定により広告掲載を取り消された場合は、異議申立てを行わないこと。

(２)　第14条の規定により広告内容の変更を要求した場合は、直ちに広告内容を変更すること。

(３)　広告掲載を取りやめた場合は、直ちに広告を撤去し、広告媒体を原状に回復すること。

(４)　その他広告媒体を管理する部等が必要に応じて定める事項

（審査機関）

第18条　第９条第１項に規定する広告掲載の可否の決定に関する疑義を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の委員は、総務部長、企画室長、民生部長、経済部長、建設部長、教育部長、忠類総合支所長、札内支所長、総務課長をもって組織する。

３　審査会の委員長は、総務部長をもって充てる。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

５　委員長は、第２項に定める委員のほか、広告媒体を所管する部等の長又は課長を臨時の委員に任命することができる。

６　委員長は、会務を総理する。

（会議）

第19条　審査会は、広告掲載に関する疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の庶務は総務課において処理する。

（委任）

第20条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。ただし、広告掲載に係る募集及び申込み等の必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

（幕別町ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止）

２　幕別町ホームページ広告掲載取扱要綱（平成19年要綱基準等第50号）は廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の日前に、廃止前の幕別町ホームページ広告掲載取扱要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

　様式第１号（第８条関係）

　様式第２号（第９条関係）

　様式第３号（第13条関係）

　様式第４号（第13条関係）